

特定非営利活動法人 シマフクロウ・エイド 調査・パトロール員報酬規程

(設 置)

第 1 条 シマフクロウ保護のための各種調査・パトロールの実施、並びに調査・パトロール報告書の作成のために調査員を設置する。

(職 務)

第 2 条 調査員は、代表理事の指揮監督の下に次に掲げる職務に従事する。

- (1) シマフクロウ調査・パトロールの実施に関する職務
- (2) 調査・パトロール報告書作成に関する職務
- (3) その他、代表理事が必要と認める職務

(任 命)

第 3 条 調査・パトロール員は、この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援する個人のうちから、調査業務を遂行する能力があると認められた者を、代表理事が任命する。

(任 期)

第 4 条 調査・パトロール員の任期は、その性格上特に規定しない。

(報酬および費用弁償)

第 5 条 調査・パトロール員の報酬は、調査・パトロール及び報告書作成 1 時間あたり 1,000 円とする。ただし経験に応じて 1 時間あたりの金額を代表理事が別に定める。

2、調査・パトロール員本人の車両を使用する場合は、代表理事が認める場合に限り、次の費用を弁償する。

- (1) 走行距離 1 km あたり 20 円支給する
- (2) 車両使用 1 回につき、使用料を 1,000 円支給する

(服 務)

第 6 条 調査・パトロール員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) 職務上の指示に従うこと。
- (3) 調査員としての信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(解 職)

第 7 条 代表理事は、調査・パトロール員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを解職することができる。

- (1) 前条の規定に違反した場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 本人から解職の願い出があった場合
- (4) その他調査・パトロール員として適格性を欠くに至った場合

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、調査・パトロール員に関し必要な事項は、代表理事が定める。

- (1) 報告書の詳細に関しては、シマフクロウ保護の関係上、代表理事が必要と認めた以外は閲覧不可とする。報告書は、厳重に保管する。
- (2) 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

(施行期日)

2 この規程は、平成 27 年 1 月 25 日から表題及び一部(第 8 条)を改正し施行する。